

## 第 85 回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針

第 85 回国民スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な総合調整、連絡及び助言を担当し、経費を負担する。
- (2) 総合開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 2 会場地市町村が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定及び当該計画の実施並びに推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施及び競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場及び練習会場となる市町村有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

### 3 業務分担・経費負担の細目

県及び会場地市町村の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。

### 4 その他

第 30 回全国パラスポーツ大会については、別途定めるものとする。